

スリナムの入国規制措置（１月２２日更新）

スリナム政府は、１月２２日からの同国の入国規制措置を以下のとおり発表しました。なお、今次更新により、以下４の例外措置を除き、スリナムへの渡航者は新型コロナワクチン完全接種証明書を入国時に提示する必要があり、入国時の必要書類の変更、ガイアナ及び仏領ギアナ滞在者に対する入国要件等が追加されています。

１ 高リスク国からの渡航者

※別添の茶色指定国

入国時には、WHOが承認したワクチン完全接種証明書、または６か月以内の新型コロナウイルス感染から回復したことを証明する書類、出発４８時間前以内に認可医療検査機関が発行したPCR検査陰性書、医療保険（最低３０日間補償されるもの）、黄熱病予防接種証明書（黄熱病リスク国からの渡航者）の保持が必要。到着後７日間は、自主・自宅隔離を推奨する。渡航者は、到着３日後に、以下のいずれかの施設で、新型コロナウイルス抗原検査を受ける必要がある。

- （１）スリナム公衆衛生局
- （２）MeDiLab
- （３）Mylab
- （４）大学病院
- （５）Health Control

２ 中リスク、低リスク国からの渡航者

※別添の赤色及び黄色指定国

入国時には、WHOが承認したワクチン完全接種証明書、または６か月以内の新型コロナウイルス感染から回復したことを証明する書類、出発７２時間前以内に認可医療検査機関が発行したPCR検査陰性書、または出発前２４時間以内に受けた抗原検査陰性書、医療保険（最低３０日間補償されるもの）、黄熱病予防接種証明書（黄熱病リスク国からの渡航者）の保持が必要。到着後７日間は、自主・自宅隔離を推奨する。

３ ガイアナ及び仏領ギアナに直近１４日間の滞在歴がある渡航者

入国時に、WHOが承認したワクチン完全接種証明書、または６か月以内の新型コロナウイルス感染から回復したことを証明する書類及び入国前２４時間以内に受けた抗原検査陰性書の提示が必要。

4 新型コロナウイルスワクチン未接種あるいは未完全接種者

(1) スリナム居住者、外交官、親族の葬儀や見舞いのための渡航者（一親等のみ）

渡航には外務省の入国許可が必要（conza@gov.sr宛に要連絡）。また、出発前48時間以内に受けたPCR検査陰性書、永住許可証明書（帰還国民）、親族の葬儀や見舞いのための渡航者は、医療保険（最低30日間補償されるもの）、黄熱病予防接種証明書（黄熱病リスク国からの渡航者）の提示も必要となる。到着3日後には、新型コロナウイルス抗原検査を受ける必要があり、スリナム居住者は、到着後7日間、自宅で検疫措置が課される。

(2) 出国

1月22日から次の通知があるまでの間、出国に関しては、出生国もしくは居住地、または国籍を有する国への渡航が可能となる。

5 ワクチン関連等情報

(1) 新型コロナウイルスワクチンの最終接種から2週間経過後にワクチン完全接種者と見なされる。また、14日から6か月前に新型コロナウイルスに感染歴がある者で、関連検査結果（PCR検査及びCT値）を示す新型コロナウイルスから回復したことを証明する書類を所持する者もワクチン完全接種者に含まれる。

(2) アストラゼネカ、ジョンソン&ジョンソン、モデルナ、ファイザー、シノファーム、シノバックを有効なワクチンとし、また、ソベラナ1及び2、アブダラ、スプートニクVについても、出発48時間前以内に認可医療検査機関が発行したPCR検査陰性書の提示及び到着3日後に、新型コロナウイルス抗原検査を受けることを条件に有効とする。

(3) 18歳未満の子どもは、ワクチン接種要件が免除される。

(4) 12歳未満の子どもは、PCR検査陰性書あるいは同抗原検査要件が免除される。

(5) 黄熱病感染リスクのある国を出国・通過後6日間以内に到着する場合は、同予防接種が必要であり、同予防接種証明書は、到着10日前には発行されている必要がある。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考:

スリナム政府ホームページ

<https://covid-19.sr/actueel/>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話: (国番号 1-868) 628-5991

住所: 5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ: https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail: ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。

18/jan./22

	Country,	New cases	Incidence per 10.000 afgelopen 7 dagen	Rt	Trend	Population
1	Saint Martin	367	94,58	2,87	stijgend	38.805
2	Caribbean Netherlands	166	63,18	1,28	stijgend	26.275
3	Sint Maarten	263	61,19	1,33	stijgend	42.980
4	French Guiana	1.614	53,75	1,60	stijgend	300.276
5	France	294.453	45,08	1,11	stijgend	65.315.063
6	Aruba	469	43,89	0,55	dalend	106.864
7	Curaçao	604	36,78	0,69	dalend	164.238
8	Cayman Islands	149	22,61	0,62	dalend	65.886
9	Saint Kitts and Nevis	112	21,02	0,82	dalend	53.280
10	USA	682.156	20,58	1,12	stijgend	331.420.450
11	Belgium	22.478	19,38	1,36	stijgend	11.600.514
12	Netherlands*	32.265	18,82	1,27	stijgend	17.143.094
13	Saint Lucia	339	18,44	2,07	stijgend	183.808
14	Barbados	504	17,53	1,22	stijgend	287.451
15	Belize	687	17,21	1,62	stijgend	399.141
16	Panama	6.934	15,99	1,76	stijgend	4.336.139
17	UK*	107.086	15,76	0,62	dalend	67.962.867
18	Suriname	872	14,84	1,29	stijgend	587.756
19	Guyana*	901	11,44	1,30	stijgend	787.371
20	Canada	31.398	8,30	0,84	dalend	37.814.761
21	Bahamas	319	8,10	0,67	dalend	394.047
22	Colombia	30.448	5,96	1,43	stijgend	51.054.737
23	Dominican-republic	5.908	5,43	1,17	stijgend	10.882.408
24	Jamaica	1.387	4,68	1,32	stijgend	2.963.958
25	Trinidad and Tobago	577	4,12	0,94	dalend	1.400.469
26	Brazil*	69.006	3,24	2,09	stijgend	212.883.816
27	Cuba	3.112	2,75	2,08	stijgend	11.325.108
28	India	238.830	1,73	2,13	stijgend	1.382.900.689
29	Japan	13.643	1,08	4,12	stijgend	126.303.155
30	Venezuela	1.105	0,39	3,34	stijgend	28.409.965
31	Haiti	61	0,05	0,64	dalend	11.432.052
32	China	178	0,00	1,11	stijgend	1.441.479.459

<1

1-2.99

3-6

>6